

## 消費者安全法について

消費者行政一元化準備室

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

## (1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保（消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保すること。）に関する基本方針を策定する。

基本方針を定めようとするときは、**消費者委員会**の意見を聴かなければならない。

## (2) 地方公共団体による消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行うものとし、国及び国民生活センターは必要な援助を行うものとする。

イ 地方公共団体は、アの事務を行うため、消費生活相談について専門的な知識・経験を有する者を配置するものであること等一定の要件に該当する消費生活センターを設置する（都道府県は必置、市町村は努力）。

ウ 消費生活センターを設置する地方公共団体は、相談員の適切な処遇その他人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

## (3) 消費者事故等に関する情報の集約等

定義

(i) 「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

事業者が供給等する商品等（物品・施設・工作物）又は事業者が提供する役務の使用・利用に伴い、消費者の生命・身体に被害が発生した事故

使用・利用時に通常有すべき安全性を欠く商品等又は役務が使用・利用された事態であって、の事故が発生するおそれがあるもの

虚偽・誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が事業者により行

われた事態

(ii) 「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

生命・身体に被害が生じた事故（上記(i) - ）のうち、その被害が重大であるもの

生命・身体に被害が生じるおそれのある事態（上記(i) - ）のうち、(ii) - の事故を発生させるおそれがあるもの

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、消費者事故等が発生した旨等の情報を内閣総理大臣に通知するものとする（重大事故等に関するものについては、即時通知）。

イ 内閣総理大臣は、アにより得た情報等を集約・分析し、その結果を取りまとめ、関係行政機関等に提供するとともに、国会及び消費者委員会に対し報告し、公表する。

ウ 内閣総理大臣は、情報の集約・分析等のため必要なときは、関係行政機関等に資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(4) 消費者被害の防止のための措置

	消費者事故等		重大事故等	
	他の法律の規定に基づく措置がある場合	すき間事案	他の法律の規定に基づく措置がある場合	すき間事案
注意喚起				
措置要求		×		×
勧告・命令	×	×	×	
譲渡等の禁止・制限	×	×	×	
回収等命令	×	×	×	
消費者委員会の勧告				
都道府県知事による要請				

ア 消費者への注意喚起 第15条

内閣総理大臣は、

- 消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、
- 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、

当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の

**消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。**

イ 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求 第 16 条

内閣総理大臣は、

- ▶ 消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、
- ▶ 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、
- ▶ 消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、  
当該措置の実施に関する**事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。**

ウ 事業者に対する勧告・命令 第 17 条

【事業者に対する勧告】

内閣総理大臣は、

- ▶ 商品等又は役務が**消費安全性** を欠くことにより重大事故等が発生した場合
- ▶ ( 重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。 ) において、
- ▶ 重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、

当該商品等 又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する**事業者に対し、**

当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を**勧告することができる。**

「消費安全性」とは、商品等又は役務の特性、それらの通常予見される使用等の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

( 参考 ) 製造物責任法の「欠陥」の概念

製造物責任法第 2 条第 2 項

『この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。』

当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。

【事業者に対する命令】

内閣総理大臣は、

- の勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその**勧告に係る措置をとらなかつた場合**において、
  - 重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、
- 当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを**命ずる**ことができる。

命令に違反した場合は罰則。

(1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科)

命令をしようとするとき又は命令の変更・取消しをしようとするときは、**消費者委員会**の意見を聴かなければならない。

エ 譲渡等の禁止又は制限、回収等の命令 第18・19条

【譲渡等の禁止又は制限(第18条)】

内閣総理大臣は、

- 商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、
- 当該**重大事故等**による被害が拡大し、又は当該**重大事故等**とその原因を同じくする重大事故等が発生する**急迫した危険**がある場合
- (重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、
- 重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、

必要な限度において、**六月以内の期間**を定めて、当該商品等を事業として又は事業のために**譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限**することができる。

禁止・制限に違反した場合は罰則。

(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科)

禁止・制限をしようとするとき又は禁止・制限を解除しようとするときは、**消費者委員会**の意見を聞かなければならない。

【回収等の命令(第19条)】

内閣総理大臣は、

- 事業者が の禁止又は制限に違反した場合においては、
- 当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品

又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

命令に違反した場合は罰則。

(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科)

#### オ 消費者委員会の勧告 第20条

消費者委員会は、

➤ 消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

ア～エの措置や内閣総理大臣自らが実施する措置の実施に関することに加え、消費者被害の発生又は拡大の防止に関する企画・立案などについても対象となる。

**消費者委員会は、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。**

#### カ 都道府県知事による要請 第21条

都道府県知事は、

➤ 当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。

ア～エの措置や内閣総理大臣自らが実施する措置の実施に関することが対象となる。

#### 重大事故等における「すき間」の概念について

上記ウ・エの措置の対象となる場合の例

- ・ どの法律によっても講ずることのできる措置がない事案
- ・ 指定された物品についてしか適用対象とならないが、当該指定がなされていないような場合